

令和2年6月17日

公益財団法人高知県農業公社
(農地中間管理機構)
理事長 杉村 充孝 様

農地中間管理事業評価委員会
委員長 西井 一成



令和元年度農地中間管理事業の実施状況の評価及び意見について

農地中間管理事業評価委員会規程第2条に規定する評価及び意見は別紙のとおりである。

今回の評価結果を基に、所期の目的達成のため今後とも一層の尽力をお願いする。

高知県における農地中間管理事業の実施状況についての評価及び意見

1 事業実績の概要

事業6年目の令和元年度は、本部職員13名（うちエリア担当職員7名）、農地集積推進支援契約職員（以下、「推進支援員」という。）11名及び農地活用サポーター12名、事業費7,491万5千円で農地中間管理事業を実施した結果、実績は以下のとおりであった。

機構の借入面積	107.0ha	(386件)
機構の転貸面積	96.6ha	(168件)
受け手応募面積	85.8ha	(延べ94件)
出し手申出面積	125.9ha	(425件)

2 評価

事業開始から6年が経過し集落営農組織など大規模な集積が一巡したこと、集積の機運が高まった平場での取り組みが概ね完了したことなど、令和元年度の機構の借入面積107ha、貸付面積96ha（再転貸除く）は、概ね前年度と同水準の実績結果であった。

農林水産省が毎年集計している「農地中間管理機構の実績等に関する資料」が公表されておらず、本県の年間目標面積に対する機構の寄与度については、暫定値ではあるが前年度とほぼ同程度の5%と集積が伸び悩んでいる。

事業開始時からの市町村別の事業実績を見ると、県西部での実績が大きく、圃場整備地など優良農地での実績が上がっている。県下全域で事業を推進していくためには、その地域の担い手の経営体数、圃場整備率、産地形成など格差があり事業推進のネックとなっている。

このような中、機構は、関係機関との連携体制強化に向けた取組、担い手への農地利用の集積を図るために必要な圃場整備等の事業連携、各種会議、地域座談会への職員派遣や広報活動などを実施し、事業の周知及び促進に務めるほか、担い手の様々なニーズに対応しながら事業を推進している。こうした取組や活動実績は、妥当であると評価できる。

(1) 連携体制強化

- ア 県、農業委員会ネットワーク機構及び機構の三者で重点地区のある19市町村の農業委員会会長及び課長と面談を行い、農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携強化及び積極的な事業周知方針を確認している。
- イ 担い手等との意見交換をエリア毎に配置している推進支援員、本部スタッフが市町村、関係機関と連携し16カ所で実施し、事業周知と事業実施が図られている。
- ウ 法人協会団体、女性農業委員組織及び認定農業者団体並びに土地改良連合会と連携協定を締結し、会員との意見や要望を踏まえ事業推進に向けた情報共有及び協力体制の強化が図られている。

(2) 重点地区における圃場整備等事業連携

- ア 重点地区に指定した地域での農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）の地元協議や調整等に参画するなどの連携活動を実施し、特に土佐清水市下ノ加江地区では、事業対象農地の借入が一部の農地で難航したにもかかわらず、早期に中間管理権が設定でき、事業採択が図られるなど具体的な取り組みへと進んでいる。
- イ 重点地区の地域における基盤整備地区での担い手への集積や、施設園芸の整備に係る地元協議等に参画し、機構が貸借した農地で担い手がハウスを整備されるなどの実績も出ている。

(3) 各種会議派遣、広報活動

- ア 人・農地プランなどに係る地区座談会に参加し、農地集積に関する情報収集や助言を行うことで、本事業の地区での認識度が徐々にではあるが上がってきている。
- イ 農地の受け手と出し手の相談を個別に受け付ける相談会を毎年市町村、JAと連携して開催しており、この相談から農地貸借まで進んだ案件も見られる。

(4) 新規就農者対策活動

- ア 果樹農業好循環形成総合対策に係る産地協議会に参加し、地域農産物の振興や新規就農者の農地確保など、地域の課題に応じた取り組みに寄与している。
- イ 新規就農者が負担する賃借料の支援を行い、初期投資の軽減を図るなど経営の不安を少なくする手当てを実施している。

3 意見

引き続き、県内の農地の担い手への集積率を、10年間で2割から6割に上げるという目標の達成のために、機構には次の事項に重点的に取り組み、農地利用の効率化及び高度化の促進を図り、農地利用の最適化を推進するよう、担い手への集積及び集約に成果を上げていただきたい。

- (1) 令和2年度は、これまでの実績や課題に加え、推進体制の強化とともに、機構関連事業の拡大に向けた取組や、その他重点地区の基盤整備及び施設園芸整備の取組と連携し、担い手への農地集積を更に進めていく必要がある。
- (2) それ以外の地域や中山間地域においては、その地域の担い手の確保・育成など機構だけで解決できる問題ではないが、県、市町村、農業委員会ネットワーク機構、JA及び土地改良連合会等の関係機関との連携強化とともに市町村農業委員会に配置された農地利用最適化推進委員と協力して、出し手の掘り起しと担い手への集積及び集約を図る必要がある。
- (3) 農地中間管理事業の5年後見直しに係る改正法では、地区の話し合いによる人・農地プラン実質化への参画が機構にも求められていることから、地区の話し合いを通じて出し手農地の掘り起し、受け手のニーズに合った対応を行い、農地集積・集約を進める必要がある。